

経済産業省

20141208商局第1号

発電用火力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月10日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也



発電用火力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。